

平成30年度第2次補正予算における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の協議について

(別紙)

施設規模	補助者	補助対象施設	耐震化整備	非常用自家発電設備整備		ブロック塀等改修整備	
			認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(耐震化改修分)【既存】	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(大規模修繕等分)【既存】	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業【新規】	高齢者施設等のブロック塀改修支援事業【新規】	
			補助率:定額 補助上限:737万円 or 1,470万円/施設 補助下限:80万円/施設	補助率:定額 補助上限:737万円 or 1,470万円/施設 補助下限:なし	補助率:国1/2、事業者1/2 補助上限:450万円/施設 補助下限:なし	補助率:国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限:なし 補助下限:なし	
定員規模30人以上	都道府県(指定都市・中核市を含む)	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※1)	-	/	/	○(450万円)(特養に限る)	○
		② 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	-			○(450万円)	○
		③ 介護老人保健施設	-			○(450万円)	○
		④ 介護医療院	-			○(450万円)	○
		⑤ 養護老人ホーム	-			○(450万円)	○
		⑥ 有料老人ホーム	-			-	○
		⑦ 通所介護事業所(※2)	-			-	○
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	-			-	○
		⑨ 老人福祉センター(特A型・A型・B型)	-			-	○
		⑩ 老人福祉施設付設作業所	-			-	○
		⑪ 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	-			-	○
		⑫ 在宅複合型施設	-			-	○
定員規模9人以下	市区町村(指定都市・中核市を含む)	⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(※1)	○(1,470万円)(特養に限る)	○(1,470万円)(特養に限る)	/	○	
		⑭ 小規模ケアハウス	○(1,470万円)	○(1,470万円)		○	
		⑮ 都市型軽費老人ホーム	○(1,470万円)	○(1,470万円)		○	
		⑯ 小規模介護老人保健施設	○(1,470万円)	○(1,470万円)		○	
		⑰ 小規模介護医療院	○(1,470万円)	○(1,470万円)		○	
		⑱ 小規模養護老人ホーム	○(737万円)	○(737万円)		○	
		⑲ 小規模有料老人ホーム	-	-		○	
		⑳ 地域密着型通所介護事業所(※2)	-	-		○	
		㉑ 認知症対応型通所介護事業所	○(737万円)	○(737万円)		○	
		㉒ ⑬以外の小規模老人短期入所施設	-	-		○	
		㉓ 認知症高齢者グループホーム	○(737万円)	○(737万円)		-	
		㉔ 小規模多機能型居宅介護事業所	○(737万円)	○(737万円)		-	
		㉕ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○(737万円)	○(737万円)		-	
		㉖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	○(737万円)	○(737万円)		-	
		㉗ 夜間対応型訪問介護ステーション	-	-		○	
		㉘ 介護予防拠点	○(737万円)	○(737万円)		○	
		㉙ 地域包括支援センター	○(737万円)	○(737万円)		○	
		㉚ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	○(737万円)	○(737万円)		○	
		㉛ 緊急ショートステイ	○(737万円)	○(737万円)		○	
		㉜ 施設内保育施設	○(737万円)	○(737万円)		○	

※1 定員規模に関わらない。

※2 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着通所介護事業所は定員18人以下。

		耐震化整備	非常用自家発電設備整備		ブロック塀等改修整備
		認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（耐震化改修分）【既存】	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業（大規模修繕等分）【既存】	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 【新規】	高齢者施設等のブロック塀改修支援事業 【新規】
		補助率：定額	補助率：定額	補助率：国1/2、事業者1/2	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4
		補助上限：737万円 or 1,470万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：737万円 or 1,470万円/施設 補助下限：なし	補助上限：450万円/施設 補助下限：なし	補助上限：なし 補助下限：なし
補助対象事業		○耐震化整備 (耐震診断の結果等で倒壊のおそれがあると市区町村長が認め	○利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等（うち 緊急災害用の自家発電設備の整備に限る）	○非常用自家発電設備整備 (緊急災害用の自家発電設備の整備)	○ブロック塀等改修整備
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱		第2の2のイ	第2の2のイ	新規	新規
対象経費		先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監査料等（非常用自家発電設備整備事業については事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。			
留意事項	共通	ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。 イ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。 なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。 ウ 過去に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、財産処分（取り壊し、廃棄等）を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年月17日老発0417001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、手続きに遺漏のないようご留意願いたい。			
	各事業分	ア 地域介護・福祉空間整備等施設整備に係る工事については、従前より内示前に着手した事業を補助対象外となるが、今般、速やかに高齢者の安全な環境を確保する観点から、緊急的に着手せざるを得なかったブロック塀等の整備事業に限り、内示日に関わらず補助対象とする。なお、当該補助対象は、下記要件のいずれにも合致する整備内容に限るのでご留意願いたい。 ① 大阪北部地震発生後に着手したブロック塀等の整備 ② ブロック塀等の崩落等の恐れのため高齢者の安全確保の観点から早急に整備する必要があり、内示を待たずに緊急的に着手したブロック塀等の整備 イ 安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる工事費等が対象となるが安全性に問題のないブロック塀等（当該安全性に問題があるブロック塀等に接続されているものに限る。）も合わせて一時的に撤去しななければならない場合には、安全性に問題のないブロック塀等に係る費用も			
補助対象外		ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 カ その他、支援事業として適当と認められないもの	ア 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、支援事業として適当と認められないもの オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業	ア 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業	ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの イ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 ウ その他、支援事業として適当と認められないもの エ ブロック塀等の撤去のみを行う事業
基準単価		次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。 ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積 イ 工事請負業者の見積			
提出が必要な添付資料		下記の書類を添付すること。 ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの） イ 見積書（公的機関（都道府県又は市区町村の建築課等の見積もり）、工事請負業者）			
補助（協議）の流れ		<p style="text-align: center;">協議の流れ</p> <p>①協議通知(厚生局宛) ⑤協議申請(交付自治体宛) ②協議通知(都道府県、指定都市、中核市宛) ⑥協議申請(とりまとめ都道府県宛)・・・市区町村のみ ③協議通知(市区町村宛)・・・都道府県のみ ⑦協議申請(所管地方厚生(支)局宛) ④協議募集(事業者宛) ⑧協議書類の送付(厚生労働省宛)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ⑧以降、内示については厚生労働省より各都道府県、指定都市、中核市、市区町村へ対して行う。 (内示書類の配布については、都道府県より管内市区町村への配布を依頼予定) ・ 交付申請以降の手続きについては、事務委任されているため、各地方厚生(支)局と自治体間で行う。 			